

津幡町特殊詐欺対策装置購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺対策装置の購入費の一部を予算の範囲内において補助するため、補助金の交付に関し、津幡町補助金交付規則（昭和43年津幡町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、特殊詐欺対策装置の普及を促進することにより、深刻化する高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、特殊詐欺対策装置（以下「装置」という。）とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 固定電話に取付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器をいう。
- (2) 着信拒否装置 固定電話に取付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能を有する機器をいう。
- (3) 通話録音装置の機能又は着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、町内に住所を有し（事業所を除く。）、現に居住している65歳以上の者（以下「高齢者」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高齢者のみで構成される世帯の代表者
- (2) 日中に高齢者のみとなることが常態である世帯の高齢者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、同一の世帯に、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者、又は町税等（津幡町の条例、規則等に定める税及び料金等をいう。以下同じ。）を滞納している者がいる場合は除く。

(装置の購入)

第5条 補助対象者が自身による装置の購入が困難な場合には、購入を委任することができる。

2 装置は、町内の店舗から購入し、設置するものであること。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、装置の購入に要する費用（装置の設置費を除く。）で、1世帯につき装置1台までとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、7,000円を上限とする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、装置の購入日から起算して2月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに津幡町特殊詐欺対策装置購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長へ提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) カタログ等、購入装置の機能が確認できるもの
- (3) 申請者が第4条第1項第2号に該当する場合は、家族状況申出書（様式第2号）
- (4) 第5条第1項に規定する委任をする場合は、委任状
- (5) その他町長が必要と認める書類

（交付決定及び確定）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の適否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、津幡町特殊詐欺対策装置購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により、不交付を決定したときは、津幡町特殊詐欺対策装置購入費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 交付決定者は、前条に規定する通知書を受けた後、速やかに津幡町特殊詐欺対策装置購入費補助金請求書（様式第5号）により、町長に対し補助金を請求するものとする。

2 町長は、請求書を受理したときは、その内容を審査した上で、速やかに補助金を交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第11条 補助事業により取得した装置については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令に定めがない場合については町長が別に定める期間）内において、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（検査等）

第12条 町長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに町長の求めに応じなければならない。

(交付決定の取消し又は返還)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 関係法令等に違反したとき。

(3) 第11条の規定に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、津幡町特殊詐欺対策装置購入費補助金交付決定取消・返還決定通知書(様式第6号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、町長が定める期日までに、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。